

浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会規程

(名称)

第1条 本会は、浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町の地域における環境の安全を確認することを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会の委員は、別表「浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会委員一覧表」のとおりとする。

(会長)

第4条 連絡会に会長を置く。

2 会長は、第2条に規定する市又は町の長をもって充て、原則として同条に規定する市及び町の順（建制順）による輪番制とする。

3 会長の任期は1年とする。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、会長の属する市又は町の専門部会委員をもって充てる。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、全体会及び専門部会とし、全体会は会長が必要と認めたときに、専門部会はおおむね6か月ごとに開催する。

2 全体会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(オブザーバー等)

第7条 会長及び部会長は、関係人その他適當と認められる者に対し、オブザーバーとして全体会又は専門部会へ出席を求める、その意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、関係行政機関の出席について準用する。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、専門部会長の属する組織にて行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会 委員 一覧表

	所 属	職 名
全体会	静岡県	副知事 危機管理監代理兼危機管理部部長代理
	島田市	市長
		危機管理部長
	磐田市	市長
		危機管理監
	焼津市	市長
		防災部長
	藤枝市	市長
		危機管理監
	袋井市	市長
		危機管理部長
専門部会	吉田町	町長
		危機管理監
	森町	町長
		防災監兼防災課長
	中部電力株式会社	静岡支店長
		静岡支店長代理
	静岡県	環境放射線監視センター所長
		危機管理部原子力安全対策課長
	島田市	危機管理部危機管理課長
	磐田市	総務部危機管理課長
	焼津市	防災部地域防災課長
	藤枝市	総務部危機管理センタ一大規模災害対策課長
	袋井市	危機管理部危機管理課長
	吉田町	防災課長
	森町	防災監兼防災課長
	中部電力株式会社	静岡支店長代理
		浜岡原子力発電所放射線管理担当部署長 (放射線管理課長)